

国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険の医療費はこの数年増加を続けており、十九年度は前年対比五・二%増加となりましたが、以前より落ち着いた状態にあります。また、介護納付金は前年より十・五%の減額となりました。今年度の医療制度改正により、り七十五歳以上の方々が高齢者医療保険へ移行されたことに伴い、今年度の国民健康

医療分	改正前	改正後	支援分	新規	介護分	改正前	改正後
所得割	6.55%	3.32%	所得割	1.61%	所得割	1.43%	1.07%
資産割	33.79%	21.80%	資産割	10.55%	資産割	11.60%	9.00%
均等割	25,400円	15,700円	均等割	7,300円	均等割	9,200円	7,800円
平等割	24,100円	15,500円	平等割	7,200円	平等割	5,500円	4,600円

康保険税は上表のように税率を改正することになりましたのでお知らせします。(医療分と支援分で四・五五%の減、介護分で十三%の減)

また税制改正に伴い国民健康保険税の限度額が年額五十六万円から四十七万円に改正されました。

なお十九年度の国民健康保険税は皆様方のご理解により、今年度の納付をいたさました。今年度についても国民健康保険運営の安定のためにも皆様方のご理解ご協力を引き続きお願いします。

第二十一回 村民ゴルフ大会

第二十一回村民ゴルフ大会が五月十四日、飯田カントリー倶楽部において、五十八名の皆様に参加し盛大に開催されました。

- 競技結果は次のとおりです。
- 優勝 福沢 洋一
 - 準優勝 宮島 和男
 - 三位 北原 堯史
 - バストグロス 福沢 洋一
 - ホールインワン(七番) 上松五十二

「ふるさと」へ寄せる想い 下條村ふるさと 応援寄附金制度スタート

「ふるさと」に対し「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」のために何かしたい」という思いを実現するため、市町村などに寄附をすることで、居住する自治体などの地方税が一定限度まで減額される制度が始められました。いわゆる「ふるさと寄附(納税)」制度です。

村では、「下條村ふるさと応援寄附条例」を制定し、小さくても輝く元氣あふれる村づくりの思いを寄せる多くの方々へ、広く寄附を募ることとしました。

四つのメニューから 使途を指定

- 寄附を募るにあたり、次の五つのメニューを提案させていただきます。
 - 福祉に関する事業
 - 教育・スポーツの振興に関する事業
 - 若者定住・少子化対策に関する事業
 - 自然環境保全に関する事業
 - 歴史文化の保存に関する事業
- 寄附される方々にはこの五つの事業のうち、どれにいく

ら充てるかを指定していただきます。

※特に指定にない場合は、右記のうちから村長が指定させていただきます。

いただいた寄附金は、一括して「下條村ふるさと応援基金」に積立て、ご指定に沿った事業に活用させていただきます。

年度末には運用報告書とふるさと産品を送らせていただきます。

詳細は、役場総務課までお問合せください。

多くの皆さんからのご支援をお待ちしております。

税額控除について

この制度により寄附をされた額の一部が、居住される市区町村の個人住民税などから控除されます。

地方公共団体へ五千円以上の寄附をされた場合、寄附額から五千円を引いた額が所得税と個人住民税から控除されます。確定申告をされません。合にはこの適用はありません。

* 個人住民税の控除対象額は所得割額の1割が上限です。

* 申告には領収書の添付が必ず要です。

防災行政無線の整備に着手

昨年度から、まちづくり交付金事業により、次世代に向けた情報通信基盤の整備に着手しております。

現在は、音声告知システム等整備事業により、全戸が光ファイバー網で結ばれ、オフブークに替わる音声告知や、ケーブルテレビ、インターネット接続といった新しいサービスが利用できることになりました。

本年度と来年度はさらに防災行政無線をアナログからデジタルへ変更する工事を行います。

富士通ネットワークソリューションズ株式会社花落札され、村議会の承認を受け七月八日着手となりました。

完成は平成二十一年六月末、本稼働は平成二十一年七月を予定しています。

行政相談の開設

行政に対する苦情や意見・要望などを住民の皆さんからお聴きして、その解決や実現